

立山町低入札価格調査制度実施要領

1. 趣旨

この要領は、低入札価格調査制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。）の手続きについて定めるものとする。

2. 対象となる入札

設計価格が1000万円以上の工事及び業務（以下「工事等」という。）の入札を対象とする。ただし、次に掲げる工事等の入札については、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、対象としない。

- (1) 簡易な切土、盛土工事
- (2) 張芝工事
- (3) 崩土等除去工事
- (4) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事
- (5) 地下構造物を伴わない建物解体工事
- (6) その他予定価格設定権者が認めた工事

3. 調査基準価格

- (1) 適用工事の入札にあたり予定価格設定者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。
- (2) 調査基準価格については、当該入札に参加した全事業所の入札額の平均の85%とする。但し、平均額の75%を下回ったもの（以下「制限価格」という。）については失格とする。

4. 入札参加者への周知

適用工事の指名通知又は発注公告に、調査基準価格を設けたことを記載する。

5. 落札者の決定等

入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ調査基準価格以上の入札が行われた場合には、最低価格入札者を落札者とする。調査基準価格を下回りかつ制限価格を上回る入札が行われた場合においては、入札執行者は、入札者に対し、落札者の決定を保留し後日通知する旨を告げて入札を終了する。制限価格を下回ったものについては失格とする。

6. 調査の実施

- (1) 調査担当者は、契約担当課長及び事業主管課長とする。
- (2) 調査の方法

調査担当者は、調査基準価格を下回る最低価格入札者を落札者とした場合に、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、(3)に定める項目について、調査対象

入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書を作成する。

(3) 調査項目

- ア 当該価格により入札した理由（必要に応じ当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）
- イ 当該工事の施工場所付近における手持ち工事状況
- ウ 当該工事に関連する手持ち工事状況
- エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資材機材保管場所等との関連（地理的条件）
- オ 手持ち資材の状況
- カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- キ 手持ち機械及び設備の状況
- ク 労務者の具体的な供給の見通し
- ケ 第1次下請け契約予定者名及びその契約予定金額
- コ 過去に施工した公共工事の発注者
- サ コのうち、立山町が発注した工事についての工事成績
- シ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会による）
- ス 信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払いの状況、下請代金の支払状況等）
- セ その他調査担当者が必要と認める事項

7. 低入札価格審査会の審査及び意見の表示

- (1) 契約担当課長は、低入札価格調査書を10に定める低入札価格審査会に提出し、その意見をもとめるものとする。
- (2) 低入札価格審査会は、契約担当課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、意見を表示するものとする。

8. 低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定

- (1) 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされたと認めたときは、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。
なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者である場合には、6以下の手続きによるものとする。

9. 入札者への通知

- (1) 契約担当課長は、8（1）により最低価格入札者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨をしらせるものとする。
- (2) 契約担当課長は、8（2）により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し落札者とししない旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対して次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

10. 低入札価格審査会の設置

7（2）に定める審査を行うため、低入札審査会を設置するものとし、その構成員は、別に定めるところによるものとする。